

(様式6)

令和5年4月 日

(あて先) 成田市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓 約 書

次の事項について誓約します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、成田市が必要とする場合には、千葉県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 経営状態について

経営不振の状態（「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした又はされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした、又はされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）ではありません。

3 調査協力について

成田市が必要と認めるときは、速やかに業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することを承諾します。